

(検討資料2)

専門委員会報告の受け止め方

- ※「各委員の受け止め方」をベースにPTとしての受け止め方」を取りまとめる作業を行う。
なお、辻本委員のコメントは文章化されていないため、これを文章化する過程で正確でない部分がありうる。
- ※「専門委員会報告書」の内容に対するPTとしての意見を取りまとめる場合は、専門委員会報告書を記述した専門委員会委員をPTにリソースパーソンとして招いて、審議することが適切である。この場合、専門委員会で審議された事項について、PTとして改めて審議することになる。

(1) 基本的姿勢について

【小島委員】

- 地方自治体の長は、その地域内の住民に対する責任を負っている。これは地方自治の基本である。その上で、対象が広域にわたる場合には、他の地方自治体と協力して対策を講じる。その場合でも、当該知事が代表するのは当該知事が行政権を有する地域内であることが原則である。
- 長良川河口堰については、「利水」、「治水・塩害」、「環境」という区分が審議対象であるが、公共事業の原資は税金であり、公営企業の場合は使用料である。渇水対策においてもどのような対策を講じるべきかは、費用対効果が良いものを選択するという考え方もある。湯水のようにお金がわいてくるわけではないから、愛知県民の「利益」から、「税金や使用料に見合う支出になっているか」という視点は当然である。
- PTと専門委員会との役割分担についてはPTでも議論があった。オブザーバーとしての出席は、専門委員会では意見を留保しておき、後で述べるという方法もありうるが、専門委員会に出席してれば意見を述べる機会はいつでもあり、専門委員会でも審議に貢献するという選択肢も当然ありうる。個々の審議事項や、運営についても、手戻り的な意見を防ぐには、それが効率的である。特に、専門委員会報告書の内容についての意見であれば、専門委員に直接述べ、その場で議論することが筋であり、よりよい成果も生まれる。

【辻本委員】

1) 専門委報告書について

- PT委の議論で想定する(公開のPT委で主張してきた)流れと必ずしも整合しないが、いくつかの項目についての議論がまとめられた。治水、塩害、利水、環境面が議論されて、

それぞれの面で特色あるレポートが作成された。これまで述べたようにあるいは以下に述べるように、この報告書はひとつの貴重な資料としてこのままの体裁で存在するものとしたうえで、PTでの議論の流れの中で適切に利用されるべきと考える。

2) PTの目的について

- 愛知県民の利益に沿った「長良川河口堰のより適切な操作」を目的に河口堰運用を検証する。現在の河口堰の運用は愛知県民にとって不都合か。なぜ、開門を含めた調査を知事が提案し、その実現性を検討するのか。その理由は愛知県民の経済的不利益か。愛知県民の利益は、県民の負担に応じた金銭上の損得ではなく、名古屋市、愛知県は伊勢湾流域圏のリーダーたることへの周辺の信頼を得ることがもっと重要との考え方があるべきである。
- 開門調査は「ありき」や「しない」ではなく、是非を予断なく検証するべきである。これが、論理的構成である。
- このため、PT会議ではまず河口堰開門調査の必要性を明確にすべきである。これは、「愛知県の不利益」が何かとも関連している。経済負担による経済的不利益は、開門調査によってどんなプロセスでその負担を解消できるのか。環境(あるべき環境、あるべき自然環境)を愛知県の利益・不利益としてどう認識するか。愛知県は環境の全国的リーダーシップを取れるほど環境の利益を認識できているか。
- 開門調査で堰の環境上の問題(堰の建設と運用による変化・変質)を認識することが重要だが、①環境の項目は何か、②水質・生物・生態系、河川(生態系)のあるべき姿、③関連した人の生活(プラス・マイナス)、④長良川河口堰の水を使わされることへの不満、⑤木曾川の水と長良川の水の相違、⑥水需要の仕組みと供給の仕組み、⑥開門調査はその解消やそれへのプロセスのどう意味を持つのか、こうした「開門調査」の必要性が議論されないまま、PTから専門委での検討・専門委員会報告書作成が進んだ。
- この議論の必要性はPT会議で指摘され、ヒアリングの段階がこうした議論の機会であったが、十分な議論や公開でのPT議論の筋道が整理されないまま、時間的余裕のないことから、専門委設置、議論、報告が進んだ。議論の節目にPT会議をという提案がされながら召集されずに、専門委報告案が作成され、パブコメ手続きがされ、専門委報告が知事に提出された。

3) 検証プロセス(専門委)の課題

- 専門委の委員選考が公開PT会議を経ずにその合間に各委員の推薦(各1人)で選定され、PT委員が専門委に入るか否かもPTで議論になりながら、委員ごとに違う選択のまま進んだ専門委1人推薦のうえ本人が入るか否かは現実には公平さを欠いた。
- しかし、専門委報告書については、専門委に入ったPTメンバーも全体の上位委員会であるPTでは専門委での議論とは別の視点での議論であることが確認されている(公開PT会議)。
- 専門委設置に当たって、「専門分野」、「専門性の担保」を議論すべきという意見がPTで

あったが、時間的余裕が無いということで、ざっくり環境分野、治水・水資源分野など「科学的側面」の人を推薦する PT 委員の個人による担保のみで選定することとなった。この時点で、専門的とはいいながら、ヒアリングと同様、知見というより意見(普遍性の担保が無い)であるとの認識があった。

- 途中での公開 PT 委では、河口堰の各専門的見地での検証がまとまり、開門調査段階の議論の前に PT 会議への報告と議論が必要とされたはずだが、PT 委と専門委が重複している部分が多く、他の PT 委もオブザーバー出席しているということが理由か、途中段階でのチェックが無いまま検証段階まで議論し、さらにパブコメ・パブコメへの対応というかたちをとった。

4) PT 報告書のとりまとめについて

- PT で議論する方向性を再確認し、ヒアリング、専門報告書の内容を駆使して、論理的な、開門調査に向けた PT 報告書として作成することが必要である。
- すなわち、①河口堰の機能の検証、②建設・運用の検証、③開門調査の必要性の確認、④開門調査で明らかにされること(明らかになることが期待されるもの)の明確化、⑤開門調査の制限要因の認識、⑥その克服などである。最後のステージでは、関係者、期間などの調整、合意形成などもその分野の専門的議論を要すると思う。
- なお、河口堰モニタリング委員会(中部地方ダム等フォローアップ委員会に所属)では、①、②の認識にもとづき、河口堰のゲート操作の工夫によって①、②で課題となった諸問題の解決をはかるための議論を行っている。これは⑤に相当する利水機能、塩害防止の視点から、淡水区間の保持を前提としているため、水質・生物・生態系項目について可能な限りの対応がゲート操作やゲート上下流の淡水、海水区間での何らかの施策、代償(ミティゲーション)でとれるものとし、それらを検討している。
- 必要な専門的情報交換は特に人間社会と隣合わせの空間でどのレベルの環境・生態系の保全が必要かを議論することなどが有意義だと考えるが、性急な調整は難しいかもしれない。ファシリテーターをうまくセットできないことも困難さの原因である。

【松尾委員】

1) 委員会の運営

- 公開ヒアリングで、宮本氏が示唆したように、立場にこだわらず、思い込みではなく、客観的事実を素直に認め情報を共有して議論を進めることが肝要であるという、基本的姿勢が専門委員会の運営において欠けていたと考える。特に、報告書の作成段階においてそうした姿勢が欠如していたと言わざるを得ない。

2) 報告書の目的

- 「はじめに」の4～5ページの記述にあるように、河口堰の開門を目指した「開門ありき」の報告書であり、河口堰の最適な運用(開門は一つの選択肢)を検討するという本来の目的を最初から逸脱している。

3) 科学的・合理的な見地からの検証

○報告書では、「科学的な合理性を持って説明できるかどうかの見地から検証する」とあるが、その内実は、「科学的な合理性を持って説明できないものは、たとえそれが事実や実態であっても検証結果に反映しない」ということであり、この姿勢は、報告書におけるそうした事実や実態の無視あるいは軽視、ならびに環境影響の評価における「堰運用との因果関係は否定できない」の表現につながっている。研究論文はともかくとして、そもそも公表された資料からは、科学的な合理性を持って説明することは困難な場合が多く、また、たとえその道の専門家であっても、それが科学的な合理性を有しているか否かを判断することは容易でない。このことは、報告書が、「科学的・合理的な見地からの検証」を装いながら、上述の目的に合致した見地から検証したものになっていると言わざるを得ない。

【村上委員】

○専門委員の資質、審議すべき内容、義務が整理、徹底されていないままに議論が始まったため、その専門性、独立性・中立性に疑問が持たれる結果となった。PT 委員会ではそれらの検証が不可欠である。

1) 専門性

○委員相互の議論が可能な委員数は自ずと限定されるため、河口堰の自然と社会環境への影響を網羅的に取り上げることに成功していない。

○特に、争点となった①塩害の評価、②費用負担、③漁業影響については、専門委員会は、短い審議期間に、既存の資料を最大限収集、整理したものの、当該の分野の専門家の参加を欠き、専門性の高い議論による意見の集約には至らなかった。これは、専門委員会の責任ではなく、委員を指名、推薦した PT 委員会の専門家委員会構想の段階の議論が不十分なためである。

2) 独立性・中立性

専門委員会の独立性、中立性については、その定義を明確にしていなかったために、内外の誤解を招いた。評価は次の通りである。

○独立性については、専門委員会は、愛知県、名古屋市の首長のマニフェストの正当化及び実現を目的とするものではないことは、委員会席上で、再度説明された。また、原則として、公開の委員会で審議された事項のみが報告書に記載された。委員が、河口堰の開放に利害を有する諸団体から情報の提供を受けることは必要なことであるが、主張された見解は、委員それぞれの専門性のみに基づき取捨されたものであることを信じる。

○科学的議論の場における中立性は、委員の所属や経歴、信条に基づくものではなく、隔てなく情報を収集し、論理的に結論に至る審議態度に基盤を置く。所謂賛成派、反対派の色分けや、その人数比により、中立性に疑義をはさむ見解を PT 委員会は採らない。中立性は、専門委員会の報告書の項目ごとに判定されるべきである。

- 委員の責任について述べる。審議途中での委員辞任は、委員の責務の放棄であり望ましくない。委員会の運営に問題有りとする抗議辞任であれば、委員会の席上で異議を申し立てるべきであり、また、その手続きも明確にしておくべきであった。

(2) 専門委員会報告における論点整理について

【小島委員】

- 専門委員会報告の項目設定や、その内容についての意見であれば、今度はPTの場に専門委員会のメンバーに来ていただいて、納得がいくまで審議することがフェアである。コメントをみると、専門委員会報告書の内容にわたる意見があるので、そのような場合には、専門委員会メンバーとの討議の場を設定することも選択肢である。
- 前回のPTでは内容に立ち入らないという選択肢によるということであったので、小島は、基本的に専門委員会報告書の個々の内容についての意見を述べない。

【辻本委員】

1) 長良川河口堰の検証項目：

- PT～専門委～PTへの正当なプロセスは実施できなかったが、上述のとりまとめから、何が専門委で議論すべき過大であったかをいまからでもPT委で抽出して・整理し、PTが統括するヒアリング・専門委というプロセスを通しての検証を「少しでも理にかなったもの」に近づける努力が望まれる。
- ヒアリングより、検証項目として、①治水機能として「治水計画への貢献部分の明確化」、②利水機能として、「計画時～建設時～現在～将来をみとおしての水需要と水供給への貢献、量と質（水質、目的）」、③塩害防止機能、④水質管理（目標の認識とその達成度、施策）、生物環境、生態系の視点での問題点と配慮、⑤沿川社会（営農・水産）への対応と状況（建設時、建設後（状況に応じた対応、支援))、⑥地方行政に占める負担（市民の負担）等をリストアップすることができる。
- どの項目について建設前から運用後今日までの変遷として認識し、その変遷に問題を認め、それを元に戻す可能性としての開門調査を議論するかは、専門委に諮問するというプロセスであったかもしれない。しかし、それをやらなかったいま、この時点でしっかりやる必要がある。
- さまざまな困難を克服してでも河口堰開門によって検証される項目（河口堰によって状況が悪化してきたことを開門することによって確実に認識できたり、改良される可能性のあるもの）を洗い出す。環境の項目のいくつかは開門調査の対象になるかもしれない。詳しい項目とともに、どの程度の開門によって明らかにされるかどうか検討が必要である。例えば、①水質項目、②生物項目、③生態系項目、④何が必要でどんな指標なら、河口堰建設前、河口堰運用開始とともに起こった経年変化、開門検証に伴う変化が追跡

できるか、追跡できる項目は、⑤塩害は現時点でおこりうるか、⑥被害を万が一でも出た場合の状況は許されるか等である。

- そもそも（こうした問題は）実証実験の対象ではない。沿川の生活は、改善されるどころか、新たな課題（新しい環境に応じた営農・水産の努力：干潟造成や稚貝放流）に直面するものもある。こうした状況が明らかになった上で、開門調査の必要性を説き、逆に開門調査する場合の「影響評価」が必要である。
- 利水機能の保全（この時点で水資源の需要・供給バランスから説くこともあり得る）、沿川生活の利便性確保（塩害対応含む）、費用、利害調整、事業者との交渉等、このような手続きがPTの役割・道筋と心得ているが、順序が必ずしも整合しないまま専門委の議論が進み、専門委報告が完成した。

（3）検証：環境について

【葎治委員】

- 環境への影響については、同じグラフに対して事業者側と専門委員会委員の解釈が異なる場合があった。環境への影響を専門家が論ずるとき、影響は深刻であると評価する専門家、軽微であると評価する専門家がともに存在する。
- これは、環境への影響という問題は、専門家といえども客観的に正解を出すことはできず、できることは価値観に基づいた判断となるためである。異なる価値観の専門家同士が直接議論する場が十分設定されていたとはいえ、議論が尽くされていないため、今後、愛知県が合同会議等を開催し、公開の場で議論を尽くすことが望まれる。釣り人や漁師からは、環境への影響が甚大であったとの意見が多数寄せられているので、それが間違いだとする側は、そうではない理由を科学的に説明する必要がある。

【辻本委員】

- PT委で関心のある①河口堰開門調査の必要性、②開門によって明らかにされる可能性などの視点で見ると、環境面では入手できるデータからわかる範囲での建設前から現在の水質、プランクトンなど変化が追跡されているが、その他の生物についてはデータが乏しいとしている。
- またそれゆえ生態系としてはデータが無いという理由で考察が進められていない。これは陸水・生物学分野と生態学の手法の相違かも知れず、後者では仮説的議論がしばしばされ、その仮説を展開して、実験的検証を行おうとすることがあるが、ここまでの議論には踏み込まないでいる。水質・プランクトンやいくつかの生物についての開門の影響も予想されそうだが、あえてそれをするというよりも、開門調査に待つ視点を示したようだ。
- ここで議論される範囲での環境面で、河口堰建設後の環境変化を認識、開門が環境の修

復に貢献しそうなことを期待し、そこに開門調査の必要性を見出したものだが、修復の可能性について積極的な予測には至っていない。また、修復のターゲットやその指標も確実に特定しきれないため、開門調査の設計には必ずしも十分なレベルには無い。一部の環境指標だけで開門による環境修復の可能性を主張するのは難しい。わからないことが多いということは開門調査という施策に移行するには無理がある。

- 利水、治水・塩害は、開門調査を行うときの制限要因としての塩害、利水についての検証とすることであろう。まず、開門調査の必要性が明らかにされてからの話であることを、まず主張しておこう。

【松尾委員】

- 多くの公表資料、学術論文から河口堰の運用に伴って生じた事象を取り上げ、「堰運用との因果関係あり」、または「堰運用との因果関係は否定できない」といった評価がなされている。
- しかしながら、それらの中には、上述したように「科学的・合理的な見地からの検証」が十分なされていないものがあること、また、大半は、堰による塩水と淡水の分断がなされたこと、よって汽水域が淡水域に変わったこと、堰上流部での水深の増大と流れの緩慢化によるものであり、それらは、あらかじめ予測された範囲の変化（長良川河口堰モニタリング報告書）である。問題は、それらの変化を環境の悪化ととらえるのか、堰の存在に伴う当然の環境変化として受け入れるかであり、その評価は、個人の立場や価値観によって異なる。
- 専門委員会報告書は、上述した基本的姿勢から、前者の立場に立った評価をしていると理解しているが、委員会及びPTに課せられた堰の最適運用を検討するという役割を考えると、そうした一方的な評価は客観性、合理性に欠け、正しい判断につながらないという点で問題であり、最初から結論ありきの検証結果であると言わざるを得ない。

【村上委員】

1) 「変化」と「評価」

- 「変化」（中立の価値）とその「評価」（立場による価値の違い）が明瞭に区別されていない部分もあった。例えば、ある程度の一次生産の増加は、上水処理に不都合を生じる一方、シジミ等のベントスの生産に寄与する。プランクトンの増加が即「悪化」ではない。PT会議では、長良川河口域の望ましい姿を議論し、各環境要素をどの程度に管理するか議論しなければならない。

2) 河口堰運用との因果関係の議論

- 専門委員会の決論は妥当であると考え。個々の現象について異論があれば、次の原則に基づき再検討することが必要である。
- 長良川河口域の経年的な環境変化は、堰の建設だけではなく、流域の自然と社会の複合

的な要素が関係しており、また、現在の調査資料では、個々の要素の寄与率を推定することは難しい。したがって、PT委員会では、1) 堰運用と時期的に一致する変化を河口堰との因果ありと判定し、2) 継続的な観測資料のない項目については、他の類似施設でみられた現象が長良川で認められ、かつ既存の河川生態学で説明可能なものを因果関係が否定できないと峻別すべきである。

- 対立する仮説の取捨は、1) 支持する資料の多いもの、2) 簡単な機構で説明ができるもの、等の論理の原則に基づくべきである。また、議論の途中で示された、後付けの、この事例でしか通用しない仮説（アド・ホックな仮説）は、採用すべきではない。根拠を持たない対立仮説は、無用に議論を長引かせ、問題の解決を遅らせるものである。
- 事業者側の説明が、河口堰運用前後の環境と生物相の変化ではなく、運用後の経年変化に終わったことは残念なことであった。

3) 復元目標

- 河口域の自然と社会をどのように維持していくかの議論が不徹底であった。河口堰の開門は、環境の全面的な改善ではない。PT会議では、「運用前」の環境に戻すことを目標とした議論とすべきである。復元目標をどの時代に置くかについては、先行する規範はなく、PT委員会では議論すべきであるが、当面、直近の人為的干渉を排除することに目標を置くことが妥当であると考えられる。
- 目標の設定に当たっては、長良川が、歴史的に人の干渉を受け続け、かつ利用されてきた経緯に鑑み、原自然の保全の原則を無批判に適用すべきではない。

(4) 検証：利水について

【蔵治委員】

- 利水については、開発した水量の16%しか、使われている水利権がないこと、実際に使っている水はもっと少ないこと、その16%も、使っていない工業用水等で代替することがおおむね可能であること、異常少雨年への備えとしては節水が優れた方法の一つであること、堰を開けると塩水化することが確実な用水は代替水源を用意する必要があることが示された。
- 潮止め（治水）と利水については、事業者側に反論もあるようなので、今後、専門委員会と事業者側の会議が合同会議を行い、公開の場で議論が深められることが望ましい。

【辻本委員】

- 利水機能についても、河口堰の弊害をなくすための開門調査にはなじまない話で、むしろ開門調査が必要なときに、利水機能にどう対応するかの議論である。

【松尾委員】

- 長良川河口堰における利水の現状と木曽川水系の水資源に関するフルプランについて検証し、様々な問題点を指摘しているが、木曽3川流域における渇水リスクは依然として大きい事は否定できず、そのリスクの軽減に寄与する河口堰の利水機能は損なわれることなく評価すべきである。
- なお、渇水リスクの軽減に関する最善の方法や、その費用負担の問題については大いに議論すべきことであるが、堰の最適運用を検討するというPTの趣旨とは別の問題と考える。
- 水道原水としての堰上流水の適格性については、一般的な懸念は理解できるが、実態は、水道水の水質検査結果等から特に問題はなく、その事実を受け入れるべきである。

【村上委員】

- 長良導水及び北伊勢工業用水の代替が、常時開門の条件である。代替の細部の調整について、調査と交渉を開始すべきである。また、短期間での代替不能な場合を想定した次善の環境保全策も検討されるべきである。

(5) 検証：治水・塩害について

【蔵治委員】

- 潮止め（治水）については、地盤沈下、砂利採取、河口堰運用前のしゅんせつの効果で、河口堰運用後のしゅんせつをしなくても、洪水は安全に流下するようになっていたこと、河口堰運用前には高須輪中で塩害は発生していないこと、河口堰運用後のしゅんせつをしたマウンド地点では土砂が戻ってきていること、堰を開けて、塩害が発生するかどうかは、やってみないとわからないことが明らかにされた。

【辻本委員】

- 治水面では、浚渫の効果などの議論で機能評価に関するアプローチだと見えるが、治水施策としての是非の議論は、河川管理者と意見交換していくべきだが、開門調査の有無とは無関係である。
- 塩害も河口堰の弊害をなくすための開門調査にはなじまない話で、むしろ開門調査が必要なときに、塩害問題にどう対応するかの議論である。

【松尾委員】

- 報告書では、長良川の治水計画及び浚渫計画の変遷と、地盤沈下及び浚渫による河床低下の実態、ならびに既存の塩害対策について述べ、洪水時に水位を低下させると言う治水効果を得るのに、塩害防止のための潮止め堰の機能を持った河口堰は不必要であったとの検証結果を述べている。

- しかしながら、治水に関する検証結果は、担当委員が委員会審議の中でいったんは否定した河床低下による水位低下効果を、マウンド浚渫などによる河床形状の変化を考慮することなく、地盤沈下量をことさら強調した推論から導いたものであり、科学的かつ合理的な説明には程遠いと言わざるを得ない。すなわち、事業者が示した地盤沈下量を考慮した浚渫事業により得られる河床形状を使って予測計算した水位低下効果、および流下能力に関する結果を覆すような科学的・合理的な検証は何ら行われていない。河川水位は、報告書でも述べているように、河床高のみから決まるものではなく、感潮域では海水位の影響を受けるし、洪水波形にも左右されるため、同じ流量であっても水位は洪水毎に異なる。その点では、事業者が示す水位低下効果を浚渫による河床低下によるものと決め付けることはできないが、公開ヒアリングで地元住民から表明された堰運用後の水位低下に関する実感、及びそれによる安心感の増大は、素直に評価すべきである。
- 塩害については、その過去の歴史と、長年の塩害対策にふれるとともに、河口堰がない場合の塩水遡上予測、ならびに平成6年の堰ゲートの試験運用時の遡上結果について言及し、考察している。結論的には、堰がなくとも塩害は生じない可能性が高いとの評価であるが、堰建設前の北伊勢工業用水の取水実績、長良用水における福原輪中からの塩水排水による取水停止の存在、上述の試験運用時の塩水遡上結果などを考えれば、現在は淡水域にある高須輪中における塩害はないとの理由も含めて、安易にその結果を導くことは科学的・合理的な検証とは言えない。

【村上委員】

- 治水について、専門委員会では、河口堰設の治水効果についての議論は合意に至らなかったが、常時開門による治水への影響は問題とされなかった。PT で改めて議論する必要はないと考える。
- 塩害について、長良導水、北伊勢工業用水の代替水源の確保、及び長良川用水の利用においては、塩水遡上に留意したゲート操作を条件とし、深刻な問題は生じないと判断する。

(6) 検証：費用負担について

【小島委員】

- 長良川河口堰の建設及び運用に係る費用は長良川河口堰の目的を達成するための費用であり、その目的である「治水・塩害防止」、「利水」の効果を検証するためには、費用負担に関する検証は必須である。

【松尾委員】

- このPT で検証すべきことではなく、別個に議論すべき課題と考える。

(7) 開門調査の必要性と支障の解決策、および開門調査

【葺治委員】

- 開門調査の前提条件として、(1) 長良導水、北伊勢工業、福原用水、長島町に代替水源を用意(2) 長良川用水は塩水化しないよう監視、の2点が盛り込まれた。(2)の条件をつけていることで、海津町の高須輪中における、農作物への塩害が発生しない範囲での実験に限定したことは評価できる。(1)については、時間切れもあり、すべての代替水源を提示しきれていないので、今後、すべての代替水源を提示する作業を行っていく必要がある。
- 代替水源に関して、まずは愛知県が率先して自らの取水実態を把握し、県内だけでできることを行い、節水に努めることが重要である。既存の農業用水の利用実態調査や、知多半島の水道水を長良導水から木曾川大堰や愛知用水に戻すための水利権転用申請を早急に始めることが望まれる。
- 事業者が現在行っている「更なる弾力的運用」との違いは、弾力的運用が「上流に塩水は一滴も入れない」という方針を貫いているのに対し、報告書では「上流に塩水を入れてみる実験をしてみよう」と提案している点にある。上流に塩水が入ることは川床の窪みに塩水が滞留して貧酸素化し、環境を悪化させるとの主張があるが、局所的、一時的な現象であり、堰を開放することによって復活する感潮域、汽水域による環境の改善は、それを補って余りあるものがあると推測する。
- 「やってみなければわからない」ことをやるのは、勇気がいることであり、やらないという選択肢も当然ありうるが、「やってみなければわからないので、まずは実験をする」という判断はありえる。やってみて、もし予想とは違う状況が生じた場合は、中止することもできる。やらないという選択肢を採用してしまうことは、選択の幅を狭めるものである。
- 以上を要するに、完全ではない部分、不足している部分は残っているものの、検証PTの任務の一つである専門的見地からの知見の集約・整理を、限られた時間の中で最大限、行っていただいたものと受け止める。

【辻本委員】

- 開門調査の制限要因についての専門的検証という視点では、塩害については不明なままの報告になっている。
- 利水については、需要と供給のバランスの話が対象だ。都市用水についての現状理解について、一面的であるが、ひとつの論理的検証がされた。開門調査の期間が短いときの議論としてはあり得る論理だが、開門が長期間にわたると、また利水計画としてはリスク論との兼ね合いについての議論が十分にされたとはいえないか、議論が混在したまま

で整理されていない。また農業用水をどう扱うについて、議論が丁寧でないところがあるという指摘は免れない。

- 開門調査実施というときの制限要因としての議論に加えて、塩害や利水不便さへの「我慢」（言い方を変えれば、使い方の合理化）を強いるような部分があるが、専門的検証という点では、別分野に分けて（合意形成を含む）その分野の専門家でしっかり議論したい。
- さらに、まとめられた専門報告書では、知事のマニフェストからの開門調査への対応についての記述があるが、これについては少なくとも対象となる分野の専門家を複数入れた議論がされていないので、報告書の内容としては踏み込むべきでない部分である。専門報告書がパブリックコメントにかけられ、このときのコメントが報告書の内容というよりもそのスタンスに対するものであったため、それへの防衛として書き加えられたものであることは理解するが、専門報告書のタスクではないし、なじまない。

【松尾委員】

- 開門調査の必要性について、開門調査が環境復元をもたらす、支障となる塩害防止や利水は他の方法でも解決可能として、結果を導いているが、これは、1. の基本的姿勢で述べたように、河口堰の最適運用＝開門という、はじめに結論ありきの安易かつ乱暴な結論である。
- 開門が環境復元をもたらすと言うが、その前提は、2. で述べた堰の運用に伴う環境変化が悪であるという個人的価値観に基づく評価であり、浚渫等による地形改変を考慮することなく、開門すれば元の（何を持って元とするかは問題であるが）汽水域が復活し、豊かな生態系が復活するという思い込みによる推論を述べているにすぎず、科学的・合理的な根拠に基づく予測とはとても言えない。また、支障となる塩害防止や利水に関する解決策については、気候変動や流況変動の実態、および実現可能性を考慮せず、安易に机上の計算や推論から導かれた解決策を示したに過ぎない。
- 長良川河口堰の検証PTおよび専門委員会の任務は、堰の運用に関わる様々な事象を検証し、その結果に基づいて、堰の開門を前提とすることなく、その最適運用を検討することであったはずである。その趣旨から考えれば、まず行うべきことは、検証結果に基づいて、堰の運用に関するいくつかの改善案（開門も含む）を提示し、それらについて科学的・合理的な検討・評価を様々な視点から実施することである。その上で、その比較・評価結果に基づき、最適運用案を提言すべきである。